

公の施設の指定管理者の指定の件（救護施設）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市あけぼの荘

2 公の施設の位置

札幌市白石区平和通4丁目南

3 指定管理者

札幌市白石区川北2272番地9

社会福祉法人札幌厚生会

理事長 上瀬戸 正則

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、あけぼの荘の指定管理者
を指定するため、本案を提出する。